

管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。

経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）
シンガポール協定	製品の輸入から3年間（同協定第33条1）
メキシコ協定	メキシコ協定原産地証明の発給の日又は作成の日から5年間（同協定第43条1及び2）
マレーシア協定	マレーシア協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第40条10、第42条(b)）
チリ協定	チリ協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第44条10、第45条(b)）
タイ協定	タイ協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第40条10、42条(b)）
インドネシア協定	インドネシア協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第41条10、第42条(b)）
ブルネイ協定	ブルネイ協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定第37条10、第39条(b)）
アセアン包括協定	アセアン包括協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定附属書4第5規則1及び2）
フィリピン協定	フィリピン協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第41条10、第42条2）
スイス協定	スイス協定原産地証明の発給の日又は作成の日から3年間（同協定附属書2第23条1から5まで）
ベトナム協定	ベトナム協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定附属書3第5規則1及び2）
インド協定	インド協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定附属書3第5節1及び2）
ペルー協定	ペルー協定原産地証明の発給の日又は作成の日から5年間（同協定第64条1から5まで）
オーストラリア協定	オーストラリア協定原産地証明書の発給の日又はオーストラリア協定原産品申告書の作成の日から5年間（同協定第3・20条1(a)）
モンゴル協定	モンゴル協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第3・16条11、第3・17条(b)）

（協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）

12 の 2—5 法第 12 条の 2 第 2 項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第 3 欄に掲げる期間とする。

なお、同表第 2 欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあつては、第 3 欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記 12 の 2—8(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用しないこととなるので留意する。

また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記 12 の 2—3(2)の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 45 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から 45 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。

経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）
メキシコ協定	6 か月	3 か月
マレーシア協定	3 か月	2 か月
チリ協定	3 か月	2 か月
タイ協定	3 か月	2 か月
インドネシア協定	6 か月	4 か月
ブルネイ協定	3 か月	2 か月
アセアン包括協定	3 か月	3 か月
フィリピン協定	3 か月	2 か月
スイス協定	10 か月	—
ベトナム協定	90 日	90 日
インド協定	3 か月	2 か月
ペルー協定	3 か月	2 か月
オーストラリア協定	45 日又は両締約国が合意するその他の期間	—
モンゴル協定	4 か月	2 か月

（輸出者等の事務所等へ立ち入り、調査する場合における協定相手国による調査への同意についての回答期限）